

令和2年3月23日	
資料提供	
担当課	人権施策推進課
担当者	佐藤・原見
電話	073-441-2566

## 和歌山県人権施策基本方針の第三次改定を行いました

和歌山県では、女性や子供、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など様々な課題に対応を行うため、また、これまでの取組の成果や新たな法令・計画などの動きを踏まえ、「和歌山県人権施策基本方針」の第三次改定を行いました。

今後も本基本方針に基づき、「人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会」の実現をめざして取り組んでいきます。

### 主な改定点

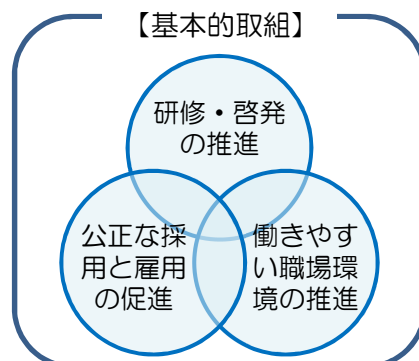
**【NEW】**「働く人の人権」を新たな分野として設けました。（第3章 分野別施策の推進）

#### <現状と課題として>

職場におけるハラスメントや長時間労働、性別・障害・国籍等による不当な扱い等が問題となっていることや、平成31年4月より順次、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するための措置が講じられました。

#### <これらの課題等に対応するため>

- 県内企業・団体と人権尊重への取組を協働して推進
- ハラスメントの防止や、長時間労働の是正、ワークライフバランスに配慮した安心して働くことのできる職場環境づくり
- 性別・障害・国籍等を理由とした不当な扱いの防止
- 誰もがその能力を十分に発揮でき、全ての働く人の人権が尊重される社会の実現に対する支援を促進



**【拡充】**「子供の人権」や「情報と人権」、「同和問題（部落差別）」をはじめ既存の各分野別においても、新たな取組等を追記しました。

- 「子供の人権」において
  - ①児童虐待について、体罰によらない育児についての啓発や市町村との適切な役割分担のものと的確な対応に努めることを追記しました。
  - ②貧困対策として教育・生活・就労・経済支援に取り組むことを追記しました。
- 「情報と人権」や「同和問題（部落差別）」において
  - インターネット上の差別書き込みに対するモニタリングや相談体制の充実、関係機関と連携した被害の拡大防止に取り組むことを追記しました。

<本基本方針やその概要版については和歌山県人権局のホームページに掲載しております>  
和歌山県人権局 HP：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/jinken.html>

（参考）平成14年4月に施行した「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成16年8月に本基本方針を策定し、平成22年2月、平成27年2月には改定を行い、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。